

第 12 回 神奈川県営水道事業審議会 議事録

日時：令和 7 年 2 月 6 日（木）15：00～17：11

場所：神奈川県新庁舎 10 階 A 会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 報告 1：5 事業者による水道事業連携の取組について
報告 2：その他報告事項について
- 3 議題：今後の課題について
- 4 閉会

出席者（50 音順、敬称略）

今井 朋男、宇野 二郎、太田 正、木村 郁子、熊谷 和哉、小泉 明、小泉 清、士野 顕一郎、高橋 晶子、沼尾 波子、ノヴィコヴ 瑠美

【1 開会】

【2 報告 1：5 事業者による水道事業連携の取組について】

- ・資料 1 「神奈川県内水道 5 事業者による連携の取組」について、事務局より説明した。

（小泉会長）

ありがとうございました。

施設の老朽化に伴う更新や水需要の減少など、全国的な課題になっていますけれども、5 事業者の連携によってこれらの課題に取り組んで対応していくという内容だったかと思います。

この報告について御質問、御意見がありましたらちょうだいしたいと思います、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

1 点、教えていただきたいことがあります。この 5 事業者による水道事業の連携の取組に係る経緯についても説明があり、その経緯の中で 5 事業者が共同でダム開発を行ってきたという関係性があるがこの取組の推進かと思いますが、地図的に見ると、周辺にも各自治体が独自に運営している水道事業があって、過去の経緯はありつつも 5 事業者に入っていない自治体との連携をどのように考えられているのでしょうか。5 事業者の中で議論を進めてきている中での位置付けと、今後やはり効率化や施設の老朽化というものはどの自治体も抱えている課題だと思っていますので、上流の水を取っていくこととか、施設の有効活用といった観点で、この 5 事業者に限らず連携できる可能性はまだあるのではないかと、という考えでの質問です。今後の方向性について何か整理されているものがあれば、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

資料の 4 ページに「神奈川県の水道事業者」の一覧を載せています。先ほどの資料説明では触れなかったのですが、県西部については人口がそれほど増加していないことに加え、地下水や表流水が非常に豊富であるということで大きな施設整備を伴わない水源開発で済んでいます。一方で県東部は人口が急増して、今では県全体における 9 割を占めていますけれども、ダム開発に頼らざるを得ない状況があり、そういった状況の違いが大きいことから、あえて県西部に水道管を引っ張っていくような、施設整備的な連携については特段の必要性がない状況になっています。

ただ、全国的に共通の課題ですが、県西部も我々県営水道も、担い手が不足している状況です。県営水道というよりも県行政としての話になるのですが、神奈川県としての「水道広域化推進プラン」という、広域連携の取組をまとめたものがあります。その中で、ハード的な整備として 5 事業者の再構築が位置付けられていますが、ソフト的な部分、例えばメーターの共同購入や、難しい工事の技術支援などの取組も位置付けられていまして、県行政として検討を行っていることと承知しています。

県営水道としては、県行政の取組に対して、大規模事業者ならではのノウハウを県西部の事業者に伝えていくという、そういった協力の仕方を今後していくのではないかと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他はいかがでしょうか。小泉委員、お願いします。

(小泉清委員)

先ほどの委員の御発言に関連するかもしれませんが、4ページの図で、県営水道の給水区域に囲まれた白い地域、座間市について、座間市水道は今、P F A Sでかなり問題になっているように感じます。仮定の話ですが、もし、座間市水道が県営水道の中に入れてほしいといった要望を出した場合、簡単に対応できるのでしょうか。

特にP F A Sに関して、かなり暫定基準に近い値が出ていて地下水を水源としている場合、簡単には直らないと思います。飲み水に対する技術的な支援とか、水量的な支援はどのようにやっているのでしょうか。また、県として支援を行うのか、それともこの5事業者が支援を行うのか、そのあたりもお聞きしたい。

(事務局)

まずハードに関する部分を整理させていただくと、まさに委員の御発言のとおり、座間市は地下水を水源としています。ただ、不足する分について、実は県営水道から分水をしています。座間市側で、県営水道からの分水量と、市としての地下水の使い方工夫しながら対応していると承知しています。

今後の事業統合といった話については、具体的な話もないため回答が難しいところではあるのですが、一般的にそういった要望をいただいた場合、経営状況や施設の整備状況、管路がどのように県営水道と繋がっているかなど、様々な要素を総合的に判断しながら、お互い協議をしながら進めていくことになろうかと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他はいかがでしょうか。土野委員、お願いします。

(土野委員)

環境対策という観点からとか、全体のコストダウンといったことから、非常に良い取組を進めていると思いながら聞いていました。ただ、一方で、この新たな取組に対して例えば投資が必要になったりすると思うのですけれども、その投資と、企業団を除く4事業者にとっての、投資に対するメリットのバランスは果たしてうまく取れるのか、ということが気になりました。全部の浄水場が企業団に集約されるという話であれば、話はとてもシンプルだと思うのですけれども、個々の浄水場を残したまま、企業団の存在感だけが高まる形になりそうな今の計画で、そのあたりをうまく調整できるか気になりました。

もう1つ、この取組が進んでいくと、おそらく全体の送水距離は増えていくと思うのですけれども、それは、災害リスクを考えたときであってもあまり心配しなくていいような話なのかどうか、お尋ねしたいと思います。

(事務局)

まず1点目、費用負担に関して、企業団は総括原価方式を採用していて5年に1回受水費を協議しており、5年間でどういう施設整備を行っていくか、それに応じて受水費を決めています。

5事業者による再構築の取組については、30ページに道程を記載していますが、令和37年までという、非常に長い取組となっています。アロケーション、負担割合については、これまでの水源開発における割合を踏襲した形でやっていこうということで概ね決まっていますので、その割合に従って進めていくことになります。このことによって、自己水源の投資については各事業者それぞれ減っていく中で企業団の負担は増えるかもしれませんが、割合については、過去に取り決められた水源開発の割合に応じて実施していくものと考えています。

2点目、送水管の距離が延びることについては、委員の御発言のとおりです。ただ、送水管について、今現在、布設している管路は耐震性の高いものであり、浄水場がないところに管路を布設すると同時に、1つの浄水場で事故等があったときにうまく水を融通できるように連絡管を設置することで、バックアップ率を96%まで向上させることを目指しています。そのように、強靱な管でうまくバックアップできるような形で施設整備を行いますので、安全性も担保されているものと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他はいかがでしょうか。また後ほど、御質問や御意見があればお伺いします。

【2 報告2：その他報告事項について】

- ・資料2「その他報告事項」について、事務局より説明した。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他報告事項ということで、県営水道出先組織再編計画、人材確保の取組、カスタマーハラスメント対策と、3点について報告がありました。この内容について御質

問、御意見がありましたらお願いします。

今井委員、お願いします。

(今井委員)

御報告いただいた内容について、私どもの方でも課題だと思っていることがあり、色々と出口を探っているところで、同じようなことを検討しているということを非常に感じました。感じたことについて、意見として受け止めていただければと思います。

まず、組織再編の話で基幹管路の更新業務を営業所に割り振るという発想について、私どももガスの新設・更新については拠点に割り振っています。そもそも工事自体を拠点に割り振っている状況で、特殊工事についても拠点に割り振っているのですけれども、そうすると特殊工事自体の発生機会が少ないことから、特殊工事は本社側に集約したほうがいいのか、といった話が出てきます。結果として、再編後の業務として考えているような体制になっていくのだろうと感じていますので、やはりこういった方向性なのだろうと思って資料を確認しました。

それから、審査センターの話なのですが、私どもも、様々な取組について、人手でやっているものを電子的なものでできないかというトライアルをしています。例えば、私どもは、今まではウォーターフォール方式で大きなシステムを作ってきたのですが、最近は小さなシステムを作って小規模の範囲でトライアルをして、考えたとおりに動かない部分に修正を加えていくことで、スパイラルアップするような方式へのシステムの構築に変えてきているという経過があるのですけれども、今回の審査センターの運用にあたっても、そういったスモールトライアルをどこかでする予定なのかと思いながら説明を聞いていました。

最後に人材確保について、私どもも非常に苦慮しているところがあり、やはり技術職のメンバーに関して採用がなかなか難しいです。特に電気・計装・通信について、ガス会社であってもそういった職種が必要なのですが、確保が非常に難しい状況です。学校の先生とも様々な連携を模索しながら、人の流れが、一人一人の単位でできるように、ということを取り組んでいます。

最後に1つ質問があります。資料には「大卒」・「高卒」とありますが、高専卒の技術職について、私どもの会社ではとても戦力になっているのですが、高専卒の方はこの枠組みでは大卒の区分になるイメージでよいでしょうか。

(事務局)

試験自体が「大卒程度の試験内容」との形になりますが、結果的には大卒と同じ区分として試験を受けられることになろうかと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

木村委員、お願いします。

(木村委員)

資料の内容とは少し離れますが、まさに今日、朝 9 時頃に自宅のすぐ近くで、消防車や県営水道の車が来て、この寒さで水道管が割れてしまい、水が溢れているという説明を受けました。そのときの対応について、交通整理のガードマン、消防隊員、県営水道の職員が迅速な対応で、説明も丁寧でとても行き届いていると感じました。こままでの対応をしていただけるのかと思うと、とても嬉しくなりました。

(小泉会長)

ありがとうございました。

小泉委員、お願いします。

(小泉委員)

今の話に関連するかもしれませんが、営業所の統合がサービス低下に繋がらないかどうか、心配に思っています。再編計画では、例えば海老名営業所は廃止になりますが、廃止になった後、漏水であるとか、事故が起きたときに、果たしてすぐ来てくれるのかどうか、少し懸念が残ります。

もう 1 点、職員の採用試験について、企業庁の職員は企業庁で採用しているのでしょうか。人事委員会で採用するのか、行政職として横並びで採用するのか、そのあたりをお聞かせください。企業庁に入ったら最後まで企業庁ということなのか、行政職として知事部局への異動もあるのかどうか。こんなにも人材が足りない、応募してくれないというのは、何か制度に欠陥があるのではないかと感じてしまいました。

(事務局)

まず 1 点目についてお答えします。

営業所の統合によってサービスが低下するのではないかという御質問ですが、確かに営業所が統合すると、10 営業所の場合の 1 営業所あたりの担当エリアに比べて、6 営業所の場合の 1 営業所あたりの担当エリアはどうしても広くなりますので、漏水や事故が起きた現地との距離や、到着までの時間については増えてしまうことが考えら

れます。ただ、漏水や事故時の対応については、今現在、我々が一報を受けた際は、待機している施工業者に連絡をして、業者の方が現場に向かっています。その枠組みは、この組織再編において変えることは考えていませんので、最初に業者の方が現場に駆けつけるまでの時間については、現行と変わらないと考えています。

また、お客様サービスという点について、例えばコンビニエンスストアでの水道料金の支払いを可能にするといった取組をしてきたこともあり、営業所まで出向いてきていただかなければならないといった機会はすでにかなり減ってきています。そういった意味では、統合してもそこまで多大な御迷惑をかけることはないだろうという想定のもと、統合を検討したものです。

(事務局)

続いて、試験の関係の御質問にお答えします。

技術職については、県全体で採用し、配属先は企業庁になる場合もあれば、知事部局の県土整備局などになる場合もあります。

採用後について、基本的には異動の可能性はありますが、同じ局で長く働くケースが多いように見受けられます。

企業庁としての採用試験、企業庁に限った職員採用は、現状では行っておりません。

(小泉会長)

その他、いかがでしょうか。

土野委員、お願いします。

(土野委員)

人材確保の話について、説明にもあったように、1番の原因はやはり長期間続いた少子化の影響で働き手となる人口がどんどん減ってきて、大学生や高校生そのものが減ってきていること、新たに社会に出る人が減っていることだと思います。その時に、例えば採用方法の工夫をすとか、処遇の条件の工夫をすということ、仮にしたとしても、他が追随してきてしまうと、あっという間にその効果はなくなってしまいます。

他方で、必要な人員数は今後あまり減らせないとすると、例えば海外の大学と提携するとか、海外で採用試験をすとか、そういったことを行うことは難しいのでしょうか。

(事務局)

海外にも間口を広げたらどうか、というお話かと思いますが、間口を広げるという意味では、まず試験が日本語で行われるということが、1つの大きなハードルであると思います。確かに、限られた日本のパイの中で、ある意味、民間と行政、もしくは行政同士での奪い合いをしているということは、ごもったもの状態です。

先ほど回答したとおり試験自体が日本語であることや、実際の職域において海外の方にやっていただくことの区分など、現状ではそういった様々な課題について検討をしていないため、今後の検討課題かと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。沼尾委員、お願いします。

(沼尾委員)

資料2の後ろの方にパブリックコメントの結果がありますが、やはり災害時の対応について、上流地域であれ下流地域であれ、非常に心配を抱えている御意見が多く見受けられるように感じながら資料を確認しました。

営業所の再編も含めて、身近なところで営業所がなくなってしまうことへの不安や懸念をどのように払拭していくかということについて、丁寧に個々の状況や事例ごとに説明していくことがこれから大切になっていくと思いました。

1つ伺いたいのは、営業所の役割として「対お客様サービス」があって、今後の世帯数の増減や密集状況と、管路の点検箇所だったり面積だったりの両方が合わさって全体の営業所の業務や人員配置が決まってくるかと思うのですが、そのあたりについて、今回の再編を考えるうえで、どういったところに配慮されたか御説明をいただけるようでしたらお願いします。

人材育成、人材確保の件については、今回は採用試験の話が主でしたが、むしろ、入庁後の働き方という意味で、この職場で続けて働いていきたいと思えるような職場環境をどのようにして用意するのかがとても大切だと思っています。1つは研修であったり、あるいは他の自治体や国との交流で切磋琢磨できるような学びの場であったり、あとは例えば時短勤務や子育て世帯への対応などもあると思うのですが、そういった部分について、特に技術職の現場だとどうしても不規則な働き方になってしまって休暇を取りづらいといったことがあるのか。世間では週休3日といった議論もある中で、若い人たちが「ここだったら働いてみたい」と思えるような柔軟な働き方、それこそ今、副業・兼業について公務員でも許可されるようになり始めているとも聞いていますが、そういったことの工夫について何か考えていることがあれば

教えていただきたいです。

（事務局）

まず、1点目についてお答えします。

再編・統合に対する懸念の払拭について、パブコメにもあった災害時の対応ですが、確かにエリアが広くなることで不安に思われるお客様もいらっしゃると思います。

ただ、我々が考えているのは、これまで職員数が少ない営業所ではなかなか災害発生時の初動対応が取りづらいいということがありました。災害発生当初は、市町との調整やお客様からの御連絡に対する案内、また、復旧計画の立案など、最も混乱する時期になりますけれども、そういった対応がなかなか難しかったという反省があります。

そういったことがあり、今回は6営業所に統合して1営業所あたりの人数を増やして初動対応の強化を図ることとしています。現場まで距離的に遠くなる地域もありますが、初動体制をしっかりとすることで全体的な災害対応力の強化を図っていくということを考えています。

そういったことをきちんとお客様に伝えられれば、懸念が払拭されるものと考えていますので、我々が作成している広報紙「さがみの水」や県ホームページなど、様々な媒体を利用して周知を図っていかなければならないと、パブコメを経て、そのように考えています。

2点目の人員配置については、これまで10営業所を運用していく中である程度、このあたりのエリアにはこの程度の職員数がいれば対応できるといったところは掴んでいます。今回、各営業所のエリアを全く1から作り直すわけではなく、隣同士の小さい営業所と大きい営業所を統合するといった形になりますので、工事の件数やお客様の数については把握ができています。細かい調整は今後になりますが、概ねこの程度の人数がいれば運営は成り立つだろうといった試算はしていますので、そういったデータを踏まえて今後、人員配置を詳細に決めていくことを考えています。

（事務局）

続いて人材関係の御質問にお答えします。

御意見のとおり、採用も大事ですが、採用された後についても重要であると考えています。職員からよく聞くのが、入庁・配属されてから自分が、どの段階でどのレベルの技術が必要になるのか分かりづらいということでした。そのため、技術職について採用後何年目、例えば5年目、10年目、15年目といったタイミングでどの程度の技術が必要か、また、その技術を習得するためにはどのような研修を受けるべきか、そういったものを体系立てた研修体系を構築し、それに基づいて毎年、研修を実施し

ています。

また、他の団体との交流ということでは、国のほか、例えば日本水道協会などに職員を派遣しています。

働き方、ワークライフバランスについては、県全体での取組ですけれども、先ほどお話があった時短勤務とか、テレワーク、子育て等に係る各種制度の充実を図ってきたところです。技術職、特に例えば交代制の職場では取得しづらいといったこともありますけれども、なるべくそういった制度が取りやすい職場にできるよう努めていきたいと思っています。

最後に、副業というお話もありましたけれども、我々公務員には「職務専念義務」があるため、その兼ね合いになるかと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。

【3 議題：今後の課題について】

- ・資料3「今後の課題について」について、事務局より説明した。

(小泉会長)

ありがとうございました。

第11回の審議会で皆様に御確認いただいたとおり、この審議会では、県営水道が検討すべき課題について整理していく予定としています。ただいまの各項目の説明を踏まえて、皆様から御意見をいただければと思いますが、項目の1点目にある「審議会検討項目と対応について」は、主に水道料金体系の見直しに関するものであり、水道料金部会を中心に議論を進めていただいた経緯もありますので、部会長として検討いただいた太田副会長から、今回の県営水道の対応について、御意見や補足事項がありましたら最初をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(太田副会長)

それでは、若干の補足説明をさせていただきたいと思います。資料の4ページ以降、7項目それぞれ改めて確認いただきながらお話をさせていただきたいと思います。

1点目、今回の料金改定で大きなウエイトを占めた「用途別から口径別へ」です。老人ホーム等への配慮という形で用途別の要素を若干残す対応が、当面の措置として取られたということですが、これを用途別の名残りと捉えるのか、あるいは福

祉減免の一部として理解していくのか、位置づけが難しいところではあるのですが、いわゆる激変緩和措置として受け止めているところです。今後の見直しの中で、こうしたあり方自体を検討いただければと考えています。

2点目、「固定費の配賦割合」ですが、答申にあるとおりまずは41%という1つの目安を設けましたけれども、これを目標として、段階的に割合を高めていく方向性で、引き続き検討いただくことが必要かと考えています。

3点目、「基本水量の見直し」について、生活用水への配慮や公衆衛生の維持といったことの他に、口径別への転換による影響を緩和するという考えがあるわけですが、その一方で、全国的には基本水量を廃止している事例が数多くありますので、そうした動向も踏まえて、引き続き、料金体系全体の中で基本水量のあり方について検討することが望ましいと考えます。

4点目、「逦増制の緩和の検討」について、今回、一定程度の見直しがされましたが、急激な負担増にならないように、引き続き少量使用者に対する影響を見定めながら、段階的な緩和の方向性で検討していただければと考えています。

5点目、「水道利用加入金」について、答申内容あるいは事務局の整理のとおりですので、そうしたことを踏まえたうえでの今後の検討課題となるかと思えます。

6点目の「社会福祉減免制度」については答申でも示したわけですが、このことは経費の負担区分として、行政経費で賄うべきであるという法令上の取扱いに関わる課題がありますので、財源負担の整理にあたっては、まずは県や市町との議論を開始していただきたいということになっています。ただ、審議会として、ただ委ねるだけでなく、あるべき姿について議論を続けていくべき課題であると認識していますので、今後も引き続き、委員の皆様方からの御意見をちょうだいしたいと思っています。

7点目の減額制度について、特に地下水転換減額制度は散々議論しましたけれども、負担の公平性という課題がある一方で、経営面からの利点という視点もありますので、その両面をどのように取り扱うのか、ということが求められてくるかと思えます。また同時に、この背景には、使えば使うほど料率が高くなるという、いわゆる逦増制との関連性も出てきますので、逦増制のあり方とも合わせて制度・料金体系全体の更なる見直しの中で検討していくものだと考えています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

今後の課題として、第1期の審議会で審議された審議会の検討項目と対応について、全国の水道事業者が参考としている水道料金算定要領の見直しについて、最後に県営

水道の水道料金改定に対する問い合わせ状況について、事務局から説明がありました。そしてただいま、太田副会長から補足説明もありましたが、今回示された項目全体を受けて、県営水道の今後の課題について、御質問や御意見をいただきたいと思います。名簿順で今井委員からよろしいでしょうか。

(今井委員)

私からは特にありません。

(小泉会長)

ありがとうございます。宇野委員、お願いします。

(宇野委員)

審議会の答申の各項目について引き続き検討をしていくことが大事だと思います。その一方で、その中に入っていないことで気になることとして脱炭素化があります。今後、環境配慮をしていくということになると、基本的には節水を進めていくことになると思うのです。そうなってくると、人口減少と相まって、水の使用量について「もっと使ってください」ということではなく、「水はなるべく賢く使ってください」ということになると思います。その時に料金がどうあるべきなのかということも考える必要があると思います。

例えば先ほど挙がっていた基本水量について、基本水量を全部なくしていくと、その分、少量使用者の中で節水のインセンティブが働くだろうということが言われているところだと思うのですが、その分、減収するわけです。その減収をどのようにカバーしていくのか。大量使用者に振る、というのが、これまでのやり方だと思いますけれども、逓増度を下げなければならないということになるとそういうわけにもいきませんので、それではどうするのか、ということになります。色々なやり方があると思いますので、そういったことも考えていく必要があると思います。

先ほど、資料の中で「逓減制」に関する意見が書かれていたかと思いますが、従来の考え方だと従量料金の中に基本料金分の原価が入っていますので、低減させるとその分どこかを引き上げなければなりません。また、節水という観点と合わせて検討していくことも必要だと思います。

また、資料の中でデジタル化のことも書かれていますので、スマートメーターが導入されたことにより水の使用状況についてももう少し高い解像度で分かってくるとすれば、どのようにその情報を料金に活かせるのかということも考えられるのではないかと思います。いずれも中長期的な課題ですけれども問題提起として述べさせていた

だきました。

(小泉会長)

ありがとうございました。木村委員、お願いします。

(木村委員)

料金が1番の問題になりますが、もっと上がるのかと思っていたら、実際はそこまでの上がり幅ではなかったもので、水の大切さをかみしめて使いたいと思います。

(小泉会長)

ありがとうございます。熊谷委員、お願いします。

(熊谷委員)

太田副会長に綺麗に整理いただきましたので、特に意見というものではなく、私が思っている範囲で、何点か強調しておきたいと思います。

今回の改定の中で、用途別から口径別という形に変えましたけれども、様々な行政配慮の中のまさに過渡期にあります。今回の論点整理は非常に綺麗なものであると思いますけれども、それをどのような順序、また、期間で考えて進めていくかということこれから徐々に具体化していくのだと思います。特に、各種の配慮料金についての議論がありますが、口径別料金の基本とは異なる体系ですし、逓増制自体が、ある種の減免制度と賦課制度となっているもので、全体の中でどのようにバランスを取っていくかという観点も、併せて今後、考えていくべきだと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。小泉委員、お願いします。

(小泉委員)

私が以前から不可解だと思っているのは、水道料金に10%の消費税をかけていることです。このことに納得がいかないです。食品は8%、新聞は週2回以上の定期購読であれば8%ですが、水道料金は何故10%なのか疑問です。

もう1つ、ガソリンは、ガソリン税の上に消費税をかけていて、要するにトリガー条項ですが、こうしたことは社会の歪みであるにも関わらず、あまり議論されていないように感じます。

たいした金額ではないと言えればそれで話は終わってしまうのかもしれませんが、原

理原則から言えば、水に税金をかけることは間違っていて、少なくとも８％にしてほしいと思っています。日本水道協会等と一緒に、国への働きかけを考えてほしいくらいです。

（小泉会長）

ありがとうございます。土野委員、お願いします。

（土野委員）

基本的に異論はないのですが、１点だけ心配していることを。過去の会議でも発言したと思うのですが、この推計を行っていた時期と今の段階で、例えば物価も変わっていれば光熱費や人件費も大きく変わっていて、要は、条件が変わってしまっていると思います。新しい料金になってそろそろ半年となりますので、当初見込まれた収支の状況と、改定後の状況がどうなっているかということは、頻度を高く確認していただいて、もし乖離が想像より大きいようであれば、料金見直しの時期を前倒しするといったことも臨機応変に御判断いただきたいと思います。ここから先、金利もおそらく上がっていくと思いますので、そういったところも懸念事項の１つだと思っています。

（小泉会長）

ありがとうございました。高橋委員、お願いします。

（高橋委員）

私も、最初に太田委員から総括していただきました内容と、資料にまとめていただいている内容に異論はありません。

今先ほど、土野委員からの御発言がありましたけれども、やはり私も料金を改定したことによる影響と、その環境変化による状況が、実態にどう影響しているのかということを、頻度を高くして見ていく必要があるということで、年に１回とかではなく、様々なデータが取れるかと思いますので、そういったデータをつぶさに見ていき、当初想定していた推計や予測の中での想定と実際の、どういった関係性で動いているのかであったり、その差異が出ているところの分析であったり、周辺の外部環境の変化が当初の想定とどう変わってきているのか、そういったことを把握して、その課題感も状況に合わせてどんどんアップデートしていくことが必要だと思いますので、そういった、いわゆるモニタリングをしっかりと強化していく。その中から、課題と対応というところを柔軟に検討していくことが必要だと感じています。

(小泉会長)

ありがとうございます。沼尾委員、お願いします。

(沼尾委員)

私も、先ほど太田委員が大変分かりやすく的確に御説明くださったことに対して、基本的にまったく異論はありません。

また、事務局の皆様も、8月・9月は色々な問合せがある中で大変だったのではないかと思います。そういった中で一定の理解を得られるところまで取り組まれてきたのだな、と思いながらお話を聞いていました。

そのうえで、基本的には皆様の御意見と重なるところもあるのですが、今後、本当にこの料金改定をやっていけるのかというところをきちんとチェックしていくことが大事というお話もあり、他方で、やはり今回のパブリックコメントを見ても、水道使用者の方々の理解・共感を得ていくということがとても大切だと思いました。

分かりやすく伝えるということについて、これまでも相当取り組まれてきたとは思いますが、今回、請求が来て初めて値段が上がったことを知った、といった問合せがあったりする中で、そういったことに対していかに理解を求めていき、併せて経営努力のことを伝えていくのか、というところのチャンネルをしっかりと作っていくことが大事かと思いました。広報については、相当な工夫をされていると思いますが、あとは、市町との連携、さらに言うと市町を通じてそれぞれの地区との連携といったことについて、これから営業所が統廃合されていくと地域との距離感が広がってしまうかもしれないのですが、そういったところをどのように工夫できるか、課題として1つあるのではないかと考えたところです。

(小泉会長)

ありがとうございました。ノヴィコヴ委員、お願いします。

(ノヴィコヴ委員)

私も木村委員と同じく1人の主婦としての意見になるのですが、料金改定にあたって周りの主婦層の反応がどのようなものになるのか、少し不安がありました。私は毎朝、情報番組を見てから仕事に行くのですが、県営水道の料金改定と同時期に、女性アナウンサーが丁寧に水道料金の値上げの理由を説明していたことがありました。

その情報番組の中では、千葉県が、30年もの間、料金を据え置いていたものについ

て、老朽化を理由に値上げするという内容を取り上げていて、水道管1キロメートルの修繕費に約1億円が必要という説明をされていました。ちょうどそのタイミングで県営水道の料金改定があったことが影響したのか、料金改定の必要性というものが違和感なく受け入れられたような気がします。実際、私の周りではそこまで混乱することがなかったように見受けられました。

(小泉会長)

ありがとうございます。

それでは皆様からの御意見も踏まえて、改めて、太田副会長から御意見等がありましたらお願いします。

(太田副会長)

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

何点か、今後の検討の柱立てにしなければいけないと思った点について、少しかいつまんで述べさせていただきたいと思います。

1つは、御意見の中で、当座どうするかということだけではなく、中長期的な展望を持ったうえで検討していく必要があるのではないかということです。特に人口減少の問題とか節水の問題とか、あるいは今後、普及が進むと思われるスマートメーターの問題とか、そうしたところも踏まえて中長期的な見通しを持った検討も必要ではないかという御指摘がありましたので、この点は即座にどうするかということとは別に、あり方として考えていかなければいけない視点だと感じたところです。

もう1つは、用途別から口径別への移行に関わる捉え方ですが、これについても、単発的に用途別から口径別へ、ということだけではなく、いわば料金体系全体として、特に逓増度の見直しと関わって、口径別への変更と逓増度の見直しがどのように関係するかといったことも総合的に判断していく必要があるだろうと。だからまだ今回は過渡的なものとして理解したほうがいいだろうといった御指摘もありまして、これもそのとおりだと思いました。

それから、これは水道だけではなく、電気料金あるいはガス料金もそうだと思いますけれども、物価変動をどのように料金改定に織り込んでいくかということで、エスカレーションとも言われていますけれども、そのあたりのところを、料金の仕組みの中でどのように扱うかということです。これはどの公益事業分野の料金問題でも見られる事柄ですので、水道料金の場合でも同じようなことが実は必要になってくるだろうと思います。これは今回の全国レベルの算定要領の見直しということと、個々の自治体あるいは事業体ごとに行う具体的な料金改定のところと合わせて、この場におい

ても主体的に物価変動の扱いをどうするのか、あるいは技術開発の場合などは逆にコスト削減の方向に効果が波及しますし、また別の意味では、デフレに戻ることはないかもしれませんが、デフレの場合には逆に減価しますので、そういった物価変動といったものをどのように料金改定の中で位置付けていくのかということは、やはり基本的な問題として避けて通れないと思います。

また、モニタリングの重要性という御指摘もいただきました。この審議会自体はフォローアップ的な機能を持っています。だから答申したらそれで終わりというわけではなく、その後どうなったかということまで責任を持つ仕組みになっていますので、そういった点では御指摘のとおり、単に改定しましたというだけではなく、その改定の結果がどのようにその後の経営に影響を与えるのか、あるいは環境変化がどのように経営に影響を与えるのか、そうした今後の行方を含めて、この審議会として責任を持っていくということの重要性を指摘されたのだと思います。

それからやはり、県民あつての県営水道ですから、そういう点では、県民の理解や共感を1つ1つ丁寧に進めていくということと、減免制度などは特に行政的経費であるといったことの扱いを含めて、市町との連携も重要であると御指摘いただきましたので、この点は、この審議会の中でも引き続き検討課題として追及していく必要があると思いました。

消費税の軽減税率をぜひ水道料金にも、という御指摘はなかなか難しいもので、私もまったくその通りだとは思いますが、こういった形でこれを審議会の議題としていくのか、なかなか私の一存では判断しかねますので、ぜひ、今後の議論の中で御意見として提示いただいて、審議会として会長のもとで取扱いを含めて検討いただければと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。

太田副会長に、皆様の貴重な御意見をすべてまとめていただいたと思います。

最後に、私からも、個人的な意見になりますけれども、水道料金について今まではなかなか値上げすることができなかったということがあります。10年・20年と改定ができない状態の中で、値上げをする方法すら現役の職員が忘れてしまう。そんな時代があったかと思います。

また、水道料金体系自体、一般県民からしてみれば、非常に複雑に見えると思うのです。基本料金と従量料金の関係も非常に複雑になっているものですから、そのあたりを、しかも今回は用途別と口径別といった話もありましたし、値上げの話もあって、非常に複雑な状態での料金改定を今回成し遂げたと思っています。

やはり、ある程度お金を安くすれば、その水道の安全性あるいは安定性というものは落ちていく、と。しかも、将来的にその保証できなくなっていく。このあたりのトレードオフの関係を粘り強く、県民の皆さんに広報を通じて何度も何度も言っていたのであればありがたいと思います。

今まで、水と空気と安全は無料だといった時代がずっと続いてきて、水道は有料になっていったわけですがけれども、それがある程度のお金を投資していかないと未来の水道が保障できない状況にきています。県営水道を見ても、更新率が1%に達していなかったわけで、更新に100年以上かかってしまうと、これから来ると言われている関東大震災、どの程度の震度なのか分かりませんが、その発生確率が非常に高くなっているわけなので、やはり1日も早く先手を打っていくということが大事だということも踏まえて、今回は第1段階目の値上げになると思うのですが、ここに出てきている様々な御意見は、まだほんの一部だと思います。納得できている人と、何でこんなに上がってしまったのかと思われる人と、様々な思いの人がいると思いますので、そういったことをしっかり把握して、きちんと説明をしていただければありがたいと思います。この審議会も継続して議論していきますので、時間遅れを持って修正をしていけたらありがたいと思います。

これからはやはり利率も上がっていくでしょうし、デフレからインフレになってくるでしょうし、様々な物価が上がっていくと思っていますので、それにどのように対応していくのか、そのあたりについて、今回の第1段階の料金改定を受けて、しっかり現実を把握して次の手を打っていくということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。これからはなかなか大変だとは思いますが、ぜひ、審議会の委員の皆様方の御協力を得て、また、事務局のフォローを得て進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局から何かありますか。

(事務局)

第1期の審議会から、料金体系と施設整備のあり方について答申をいただきました。

料金に関しては、負担の公平性と経営の安定化という2つを兼ね備えた形での答申をいただきまして、先ほど会長からの御発言がありましたけれども、納得いただける料金体系に向けた1歩目ということで、今回、料金改定をさせていただきました。これから先においても、時代にふさわしい料金のあり方を模索していく必要があるということで受け止めています。

また、今回の料金改定の目的としては、施設が老朽化する中で、施設整備をしっかりやっていくということで色々な御意見をいただきましたけれども、水道使用者の方

に対して、改定の必要性、我々がやっていくべきことが何なのかということを説明すると、多くの方に御理解いただけているといったところです。ついては、新しい経営計画も始まり、施設整備を進めているところではありますが、料金改定をした結果、施設整備としてどのように我々が成果を出していくかというところについても、説明責任を果たしていく必要がありますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えています。

【4 閉会】

(小泉会長)

ありがとうございました。

本日の次第に記載された内容は以上となりますが、よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

最後に、全体を通して、今後の審議に関しての期待も含めて3点ばかり、簡単にお話をさせていただきたいと思います。

1つ目は、平成22年の5大事業者からの検討状況を見てきた私としては、よくここまできたなという気がしました。施設関係もそうですし、組織関係まで手をつけられて非常に先進的なもので本当に高く評価したいと思います。加えて、これから先、もしかしたら次回以降も議論になるのかもしれませんが、これから先、具体的な事業運用を考えたときに、是非とも、事業単位だけではなく、もっと柔軟な水運用、5大事業者に限らず、隣接する市町村も含めた将来像を模索してほしいと思います。個別に標高差であるとか地形の状況で色々な連携ができると思います。例えば、隣接する横浜市や横須賀市とか、三浦半島方面でも様々な運用の方式があると思いますし、西側では小田原市との関係をどのように考えていくかといったこともあります。一旦事業単位で議論するということは非常に大切なことなのですが、その中にとらわれず、地域全体としての効率的な実運用を考えた検討に進んでいただきたいと思います。

2つ目は、人材育成関係のお話があったのですが、各所の水道事業の採用や育成に関して、人の採用に関しては、業務内容ややりがいといったことでは非常に取りにくい時代になっているような気がします。新卒者、学卒の方々を見ると、圧倒的に福利厚生とか、物理的な職場環境、通勤距離であるとか、どこに配属されるかといったものが、大きな比率を占めています。おそらく、業務の魅力というものは、その後で辞めずにどれだけそこに留まっていたか、というところの大きな要因

だと理解する方が分かりやすいのではないかと思います。是非ともその入口のところで、入ってきていただく方の話と、その方々が辞めずに継続していただける、その両面から考えていただければと思います。人事交流については、もっと積極的であってほしいとおもいます。それは、出身地に戻る理由の退職者の対策になるかとも思います。

人員に関してもう1つは、DXについて、もうそろそろ人との関係で考える時期になってきているかと思います。コストダウンだけの観点が強かったというのは、これまでのITに始まって、こういった情報システムの使い方でしたけれども、間でお話があったとおり、絶対的な若年層が減少していることを考えると、どれだけ努力しても、現在の人員体制を確保するということは日本の人口構造として非常に難しいところです。今、人間がやっているものをどのようにシステムに置き換えるか。そういったことを、もうそろそろ実験的にでもやり始める時期に来ているのではないかと思います。

組織関係の再編計画を策定されましたけれども、人がいる間に、遠隔管理の可能性なども探るべきかと思います。

最後に、施設の容量、非常に色々な検討をされて今回の結論の根底にあるように思いますけれども、これから先、人の働き方によって準備すべき施設容量がまったく変わるということを念頭において考えていただきたいと思います。24時間運転を前提した場合と昼間の12時間稼働を前提とするのでは、浄水容量が2倍に変わります。単に従来運営方式を前提とした水量過不足の問題だけではなく、こういった人員体制をもって、こういった労働時間管理をしながら施設を運用していくのか、長期的には、そこまでの認識をもって検討すべきだと思います。以上です。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。

最後になりますけれども、本日いただいた御意見を踏まえて、課題の深掘りなども含めて、水道料金体系に関することについては太田副会長とも調整のうえ、事務局で、次回に向けて資料作成をお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれにて審議会を閉会とします。